

水道利用加入金及び申請手数料

量水器口径	加入金(消費税等込み)	設計手数料	検査手数料	手数料合計
13ミリ	179,300円	1,000円	1,500円	2,500円
20ミリ	385,000円	1,000円	1,500円	2,500円
25ミリ	811,800円	1,000円	1,500円	2,500円
30ミリ	1,334,300円	1,500円	3,500円	5,000円
40ミリ	2,434,300円	1,500円	3,500円	5,000円
50ミリ	4,331,800円	1,500円	3,500円	5,000円
75ミリ	10,010,000円	1,500円	3,500円	5,000円
100ミリ	22,275,000円	1,500円	3,500円	5,000円
①宅地造成 (給水管のみ)	/	1,000円	1,500円	2,500円
②宅地造成 (行き止まり道路)	/	1,500円	3,500円	5,000円
③宅地造成 (給水管のみ県道取出あり)	/	1,000円	5,500円	6,500円
④宅地造成 (通り抜け道路)	/	1,500円	6,500円	8,000円
⑤宅地造成 (道路あり県道より取出)	/	1,500円	9,500円	11,000円

注) *メーターの権利がある場合は、手数料のみとなります。ただし、同口径の場合です。

*メーターの口径を増径する場合は、差額の加入金が必要になります。
例)13ミリを20ミリに増径する場合。

$$385,000円 - 179,300円 = 205,700円$$

なお、合算及び分割は出来ません。(水道事業給水条例第8条第1項)

*既納の加入金は、返還しません。(水道事業給水条例第8条第5項)

*2世帯以上の共同住宅等は、各戸及び各室に引込む管口径により、その戸数及び室数分の加入金が必要になります。(水道事業給水条例第8条第2項)

*水道の工事を行う場合、蛇口の交換以外のものは、水道法及び水道事業給水条例により、志木市指定給水装置工事事業者を通じ、水道施設課に給水装置工事申請が必要です。

*特殊集団住宅認定の場合には、メーター設置は事業主負担となります。